

# 登園してはいけない病気

unacceptable ills

保育園は、学校保健安全法に準じていますので、伝染性のある病気にかかった場合は、登園停止となります。伝染性のある病気により欠席しているお子さんが治療後に登園される場合は、必ず医師の登園許可書(治癒証明書)を登園前、もしくは、登園日に園へ提出して下さい。

※医療機関によっては、有料となる場合があります。

病名	登園停止期間	主な症状
(季節性)インフルエンザ	熱が下がってから2日間経過するまで ※新型インフルエンザは行政の指導による	発熱・咳・頭痛・関節痛
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで	身体や顔に小さな赤い斑点ができ、丘疹から水泡になる
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで	咳・くしゃみ・鼻水・目やに
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳の下のはれが治まるまで	発熱・頭痛・嘔吐・食欲不振 耳下腫脹
風疹	全ての発疹が消えるまで	発熱・発疹
百日ぜき	特有の咳が出なくなるまで	発熱・激しい咳・痰
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えてから2日経過するまで	発熱・咽頭炎・結膜炎
結核	医師が伝染のおそれはないと認めるまで	高熱・咳・嘔吐・その他 初期は症状がでない場合もある
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	医師が伝染のおそれはないと認めるまで	腹痛・下痢・血便
流行性角結膜炎	医師が伝染のおそれはないと認めるまで	目のかゆみ・目やに・目の充血
急性出血性結膜炎(アポロ熱)	医師が伝染のおそれはないと認めるまで	目の強い違和感

## その他の伝染病

病状・症状によっては、出席停止が必要となる伝染病

- 手足口病 ●伝染性膿痂疹(とびひ) ●伝染性紅斑(りんご病) ●溶連菌感染症 ●流行性嘔吐下痢症
- マイコプラズマ感染症 ●ヘルパンギーナ

不明・疑問点がありましたら、遠慮なく看護師までお尋ね下さい。

緊急時に連絡が取れるように、職場が変わったときや、いつもの緊急連絡先ではない場合は、担任または事務室にお知らせ下さい。

